

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	植林費の損金算入の特例		
税目（条文番号）	法人税 （租税特別措置法 52 条、68 条の 38） （租税特別措置法施行令 29 条の 7、39 条の 67） （租税特別措置法施行規則 20 条の 23）		
見 直 し の 内 容	森林法に定める森林施業計画に基づいて造林するために植林費を支出した場合、その金額の100分の35を損金に算入することができることされている、本特例措置については、適用期限の延長を要望しない。		
	増収見込額 （平年度）	+	56 百万円 （ - 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	平成 21 年度の税制改正の結果、対象となる植林費から、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。 製紙業においては、補助金等の交付を受けることを予定している法人がほとんどであり、平成 21 年度以降は本特例措置の適用が見込まれていないことから、本特例措置を延長する必要はないと考えられる。 （過去の実績及び今後の見込み） 本税制の適用による負担軽減（減税）の状況 平成 17 年度 62 百万円 平成 18 年度 55 百万円 平成 19 年度 46 百万円 平成 20 年度 37 百万円 平成 21 年度 53 百万円（見込み） 平成 22 年度 55 百万円（見込み） 平成 23 年度 56 百万円（見込み） （農林水産省調べ）		